

## (3) 文化財保存活用区域について

## 文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待される。

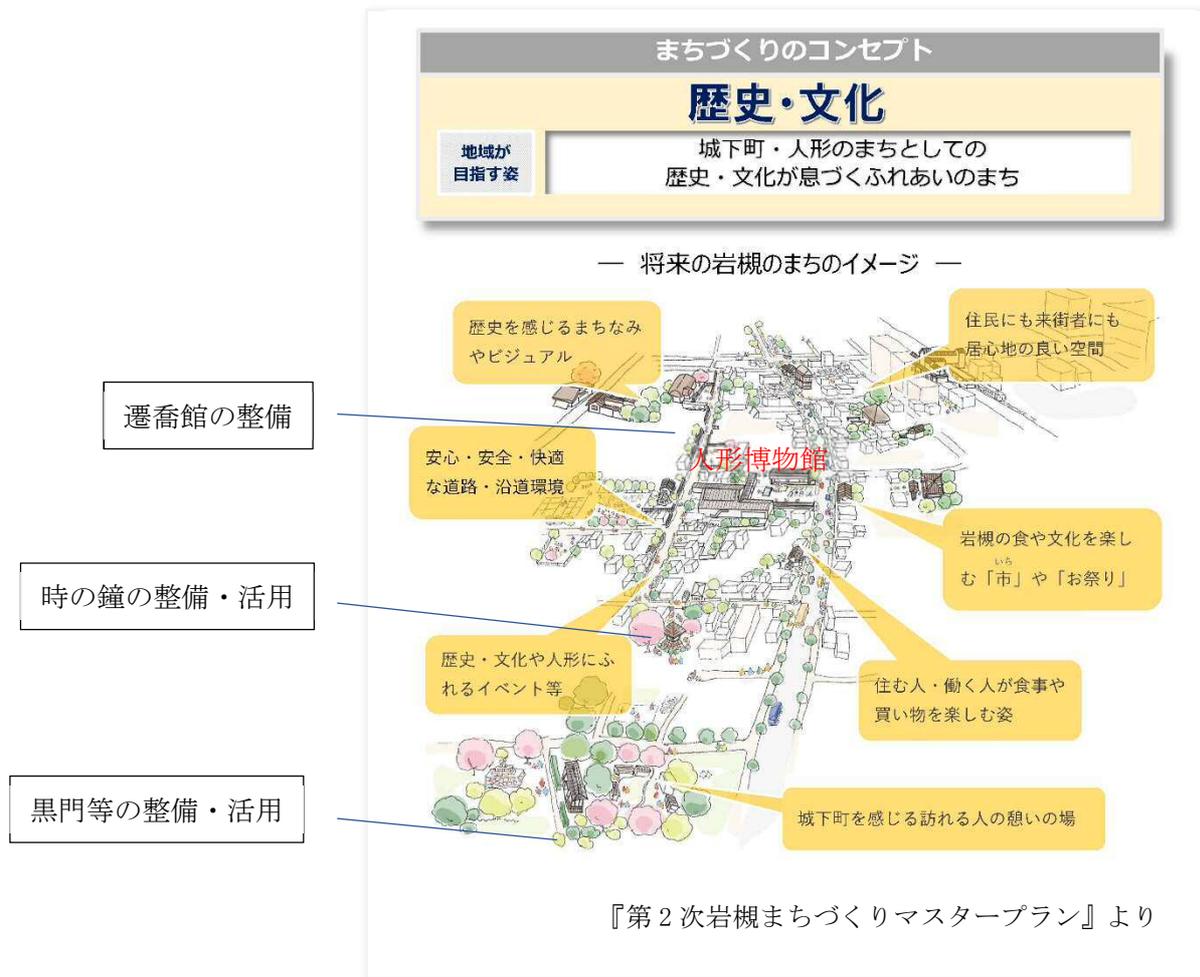
「文化財保存活用地域計画」パンフレットより

## ア 具体的な実践例

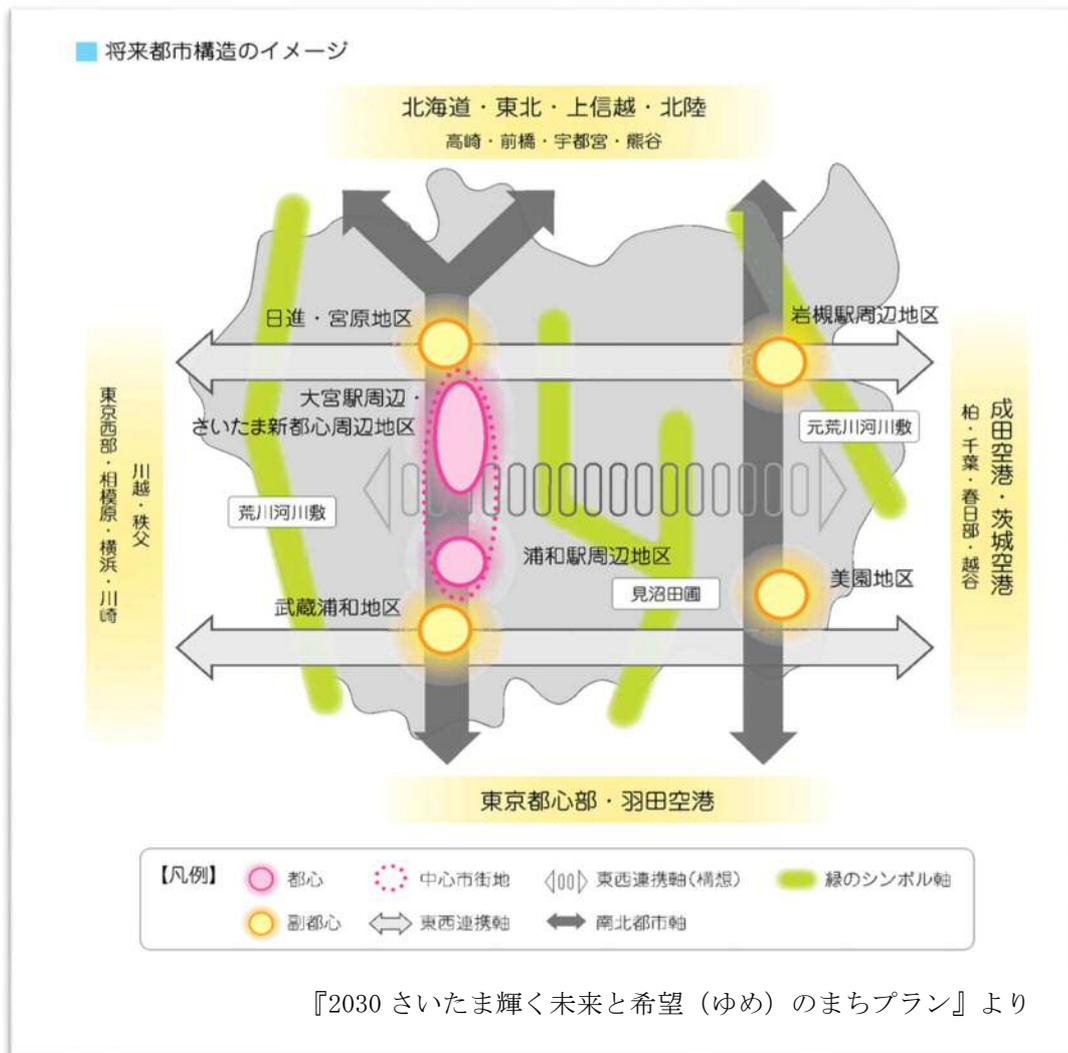
モデルケース：岩槻まちづくりアクションプラン

特徴：市の各所管が歴史文化を重要な要素として連携し、戦略的な取り組みを目指している。

課題：岩槻まちづくり事務局が推進しているが、各施策の実施は予算・組織も含めて各所管に委ねられている。



イ 市域での文化財保存活用区域の設定



- ※まちづくり計画
- ・大宮駅周辺地域 戦略ビジョン
  - ・与野本町周辺地区 まちづくり マスタープラン
  - ・(仮称) 浦和駅周辺 まちづくり ビジョン
  - ・第2次岩槻 まちづくり マスタープラン

総合振興計画「2030 さいたま輝く未来と希望 (ゆめ) のまちプラン」に示された、未来都市構造のイメージやまちづくりの計画を基に、歴史的、文化的経緯から旧市の中心部を候補とする

- さいたま市の文化財保存活用区域 (案)**
- ① 氷川神社・参道・盆栽村周辺
  - ② 常盤・仲町・高砂 (浦和宿)・岸町周辺
  - ③ 与野町 (本町東・本町西周辺)
  - ④ 岩槻城下

- 文化財保護行政が行いたい措置 (区域内共通)**
- ① 設定した区域の文化財調査、成果発表
  - ② 古地図を用いた街歩き、VR・ARの導入
  - ③ 景観保全 (指定や登録、修理、修理助成)
  - ④ サイン掲示、文化財活用の斡旋

まちの魅力に深みをプラス → まちづくり、観光に寄与